

(平成22年12月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	13 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年9月から42年3月まで  
② 昭和45年1月

私は、昭和38年4月から44年12月まで、A区にある兄のB店に勤務しており、私が20歳になり東京オリンピックが開催された39年のころに、私は、A区役所において国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、A区役所から1年間に4回又は5回集金に訪れた者に300円から500円を渡し国民年金手帳に印紙を貼り検認印を受け納付していた。申立期間②の保険料については、妻が3か月に1回くらいの頻度で、夫婦二人分の保険料である1,000円から2,000円程度をA区役所C出張所（当時）において納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、その妻が3か月に1回くらいの頻度で、A区役所C出張所において、夫婦二人分の国民年金保険料である1,000円から2,000円程度を納付したとしているところ、同出張所は申立期間当時には既に開設されており、国民年金保険料の納付が可能であったことが確認でき、申立人が主張する保険料額は、当時の夫婦二人分の保険料額におおむね一致する。

また、申立人と一緒に納付したとしているその妻は納付済みであり、申立人が1か月間と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかったとする特段の事情は見当たらない。

- 2 申立期間①について、申立人は、申立人が 20 歳になり、東京オリンピックが開催された昭和 39 年のころに国民年金に加入し、保険料については、A 区役所から訪れた者に 300 円から 500 円を渡し納付していたとしている。しかしながら、申立人の主張する保険料額は、当時の保険料額におおむね一致するものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から 42 年 4 月ころに払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①のうち、39 年 9 月から同年 12 月までは時効により納付することができない期間であり、40 年 1 月から 42 年 3 月まではさかのぼって納付する期間であるが、申立人は、さかのぼって納付したか否かについて明確な記憶が無いとしている。  
また、申立人は、国民年金手帳について、1 冊しか所持した記憶が無く、当委員会において「D」という氏名を含めたオンラインによる氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。  
さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 1 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から47年4月まで

私は19歳から、両親が経営していた株式会社Aにおいて勤務していた。私が20歳になった昭和42年\*月ころ、B区の職員が私の国民年金の加入勧奨に訪れたことを契機に、母が私の加入手続を行った。

国民年金保険料について、株式会社Aが昭和47年5月に厚生年金保険の適用事業所になるまでは、同店に毎月月末ころに訪れた集金人を通じて、私及び両親の保険料を母がまとめて納付していた。両親の保険料は、納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から47年3月までについては、徴収員を通じて申立人の国民年金保険料も一緒にその母が納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、45年6月ころに払い出されていると推認され、その時点では45年4月から47年4月までは、現年度納付できる期間であり、オンライン記録によると申立人と一緒に納付していたとするその両親は納付済みとなっている。

また、B区は、当該期間の保険料の収納について、納付書を用いて保険料を納付することになった昭和46年10月までは、同区の徴収員が現年度分の保険料を集金していたとしている。

さらに、申立人が24か月間と比較的短期間である当該期間の保険料を納付できなかったとする特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間のうち、昭和 42 年 9 月から 43 年 3 月までについては、申立人の国民年金手帳記号番号は上記のとおり、45 年 6 月ころに払い出されていると推認され、その時点では 42 年 9 月から 43 年 3 月までは時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会が C 年金事務所において、払出簿を確認したが、申立人の記載は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月までについては、国民年金手帳記号番号の払出時点では、さかのぼって納付する期間であるが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとするその母は、上述のとおり集金人を通じて納付していたとしており、その母から申立人の国民年金の加入時点又は加入後において申立人の保険料をさかのぼって納付したとの証言は得られなかった上、申立人は、申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、当該期間の保険料の納付状況については不明である。

さらに、徴収員を通じての過年度納付はできないと考えられることから、B 区の徴収員を通じて保険料を納付したとする申立人の主張と保険料の取扱いは符合しない。

加えて、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月については、オンライン記録によると、申立人と一緒に納付したとするその両親の国民年金保険料の納付を確認できない。

3 申立人が申立期間のうち、昭和 42 年 9 月から 45 年 3 月までの期間及び 47 年 4 月の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は国民年金手帳を持っており、母からは私が学生のとときに母が国民年金の加入手続をして保険料も納めてくれたと聞いていたが、平成21年2月ころに送られてきた「ねんきん定期便」を見て、3年4月から4年3月までの期間が未納になっていることを知った。実家の両親や弟たちは国民年金に加入して保険料をきちんと納めており未納は無い。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年7月ころ払い出されており、払出時点では申立期間は過年度納付が可能であるところ、年金事務所では、4年ころは過年度納付が可能な未納期間が有る場合には納付書を作成し交付していたとしている。

また、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出された申立人の弟は、申立期間と同じ期間の平成3年度の国民年金保険料を平成4年8月に過年度納付していることがオンライン記録で確認できる。

さらに、申立人の両親及び二人の弟も国民年金加入期間についてすべて納付済みであるなど、申立人の家族の納付意識は高かったと考えられることから、申立人の母が申立人と一緒に加入手続をしたその弟の国民年金保険料を納付しながら、申立人の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から44年3月まで

私は、ねんきん特別便が来て未納期間があることが分かった。申立期間の国民年金保険料は、母が国民年金の加入手続をして保険料を納付してくれたかもしれない。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母がA町（現在は、B市）において国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているところ、昭和43年10月ころ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。

また、申立人の母は、申立期間も含めて制度発足時の昭和36年4月から60歳になるまで、2年間の免除期間があるものの、国民年金保険料は納付済みであり、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っているなど、国民年金制度の理解と保険料の納付意識は高かったものと認められることから、申立人の母が7か月間と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで  
② 昭和 47 年 2 月及び同年 3 月

20 歳を過ぎていたので、当時の社長の奥様（実姉）が国民年金に加入する手続きをしてくれた。申立期間①の保険料納付は、最初のうちは区役所出張所に自分で 2 回ほど納付しに行ったことがあるが、ほとんどは奥様をお願いして納付してもらっていた。申立期間②は、結婚後妻が夫婦二人分を一緒に地区の公民館で納めていた。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人はその妻が夫婦二人分を地区の公民館で納めていたとしているところ、A 市では当時、地区ごとに納税組合が公民館等で国民年金保険料の徴収をしていたとしており、申立人の申述と符合している。

また、申立期間②の前後の期間は納付済みであり、2 か月間と短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付しなかったとする特段の事情も見当たらない。

さらに、申立期間②直後のオンライン記録上納付済みとなっている昭和 47 年 4 月について、申立人の所持する国民年金手帳の同年 4 月の欄に一度検認印を押しながらその上に×印が記載された形跡が確認できる上、特殊台帳には同月の納付記録欄に納付印が無いものの、納付月数が



12 か月となっているなど、行政側の記録に不整合がみられる。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、当時の社長夫人が加入手続及び申立期間①のほとんどの国民年金保険料納付をしてくれていたとしているが、加入手続及び保険料納付についての申立人の記憶は曖昧であり、加入手続及び保険料納付をしてくれていたとするその社長夫人は既に他界しているため、加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

また、申立人と社長夫婦及び当時一緒に住み込みをしていた者の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿及びB区の国民年金被保険者名簿から確認できるが、申立期間①についてはいずれの者も未納となっている。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和50年2月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月26日から同年3月3日まで

昭和45年3月10日にB株式会社に入社し、平成10年3月21日まで継続して勤務していたが、同社から系列会社であるA株式会社に異動した時の資格取得日に誤りがあり、1か月間空白となっているので、この間の厚生年金保険の記録について訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の複数同僚の供述、申立人がA株式会社から授与された永年勤続20年の表彰状及び同社発行の在職証明書から判断すると、申立人は、同社及びB株式会社に継続して勤務し（B株式会社から同社系列会社のA株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が昭和50年2月上旬に上司から異動命令を受け、同年同月末に異動したとしていること、及び当該事業所担当の社会保険労務士が「通常の異動は、給与締め日である25日を区切りとする26日である。」と供述していることから、同年2月26日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和50年3月の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、社会保険事務所（当時）の記録におけるA株式会社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 50 年 3 月 3 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人のA株式会社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和41年3月8日、資格喪失日は同年同月10日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和41年3月の標準報酬月額は1万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年9月から同年12月まで  
② 昭和41年3月ころ

平成17年11月にB社会保険事務所(当時)に年金のことで電話して、同事務所から今まで働いた会社名が載った年金記録確認調査の用紙が送られてきた。ほとんどは脱退一時金でもらっていたが、その中でC株式会社での11か月分の厚生年金保険被保険者期間が見付かり年金がもらえることになった。今回の申立ては、D株式会社とA株式会社での期間であり、D株式会社での勤務期間は、昭和40年9月から同年12月までの4か月くらいで、A株式会社では41年3月ころに1か月くらいの短期間だが勤務していた。

厚生年金保険に加入していたか定かでないものの、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、漢字氏名及び読みが申立人の旧姓である「E」と一致しており、生年月日も「昭和21年\*月\*日」と完全一致する厚生年金保険被保険者記録(厚生年金保険手帳番号\*)が確認でき、当該被保険者記録は、基礎年金番号に未統合となっていることが確認できる。

また、申立期間②においてA株式会社に係る申立人の雇用保険の記録が確認できる上、申立人は、同社への志望動機、仕事内容及び通勤経路を具体的に記憶しており、オンライン記録によると「昭和21年\*月\*

日」生まれの旧姓「F」は申立人以外に確認できないことから判断すると、当該未統合となっている被保険者記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 41 年 3 月 8 日に被保険者資格を取得した旨の届出及び同年同月 10 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

2 申立期間①について、申立人が、D株式会社の当時あった場所や周囲の状況、G電車で通勤していた経路及び同社において被保険者記録が確認できる同僚の氏名を記憶していることから、申立期間①当時、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主からは、「当時、当社はH業のため、歳暮・クリスマスの繁忙期に向け9月から12月ころまでアルバイトとして人を臨時に雇入れをしており、この期間の雇入れ者については、社会保険に加入する手続きを行っていない。」との回答があった。

また、申立期間①当時、同社で厚生年金保険被保険者であった同僚12人に照会し、回答があった4人は全員が申立人を覚えていないとしているが、このうち昭和40年3月から46年9月まで事務員として同社に勤務していたとする同僚は、「事業所には、試用期間が3か月程度あって、社会保険への加入は、試用期間が経過し正社員となってから加入した。」と供述している上、申立人が、「I県出身で女子寮に入っており、自分より1歳から2歳上のJさんと仲良くしていた。」と供述している同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、事業所の事業所別被保険者名簿によると、40年12月6日であることが確認できる。

さらに、申立人のD株式会社における雇用保険の被保険者記録は確認できず、同社に係る事業所別被保険者名簿には、昭和40年5月1日から41年1月18日までの期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和40年10月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月29日から同年11月1日まで  
A株式会社に入社して、一貫して同社及びその関連会社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

この時期は、A株式会社C工場から同社B工場に転勤したが退職はしていないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が保管している社員カード及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間前後を含めてA株式会社に継続して勤務し（昭和40年10月29日にA株式会社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社B工場における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の被保険者資格取得時の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては関係資料が無く明確には分からないとしており、これを確認できる関連資料及び

周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 53 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

平成 15 年 3 月から同年 5 月まで A 職として有限会社 B に勤めていた時の標準報酬月額が、給与支給明細書から控除されている厚生年金保険料から逆算される標準報酬月額より、ねんきん定期便の標準報酬月額の方が低くなっている。調べて厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が提出した給与支給明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、申立期間の標準報酬月額を 53 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により 50 万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出



を行ったことを認めていることから、事業主が上記金額を報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB工場における資格喪失日及び同社C本社の資格取得日に係る記録を昭和44年12月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月16日から45年1月1日まで  
昭和44年4月1日に株式会社Aに入社以来、現在まで正社員として同社に継続して勤務しているのに、1か月間厚生年金保険の被保険者期間が空白となっている。

申立期間は、同社B工場からC本社(D現場)へ転勤となっていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された在籍証明書に記載された異動履歴及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和44年12月15日に同社B工場から同社C本社へ異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのC本社の昭和45年1月における社会保険事務所(当時)の記録から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が残っていないので不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかで

ないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効によって消滅する前に、申立期間について、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和52年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月21日から同年6月21日まで  
昭和52年6月20日に株式会社Aを退社したが、ねんきん定期便によれば、同年4月21日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。調査して申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、株式会社Aに昭和52年6月20日まで勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された昭和52年分給与所得の源泉徴収票及び昭和53年度B税徴収額の納税者への通知書の社会保険料額と同年度の標準報酬月額から計算される社会保険料を比較した結果、株式会社Aにおいては52年5月までの、同年7月から勤務した株式会社Cにおいては同年末までの社会保険料がそれぞれ控除されたと計算した場合の合計金額と、同年度の社会保険料額がおおむね一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和52年3月のオンライン記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に適用事業所でなくなっており、また、事業主

は死亡していることから、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 1 日から 40 年 2 月 21 日まで  
社会保険庁（当時）の記録では、有限会社Aに勤務した申立期間は脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前に勤務した事業所に係る2回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これらを失念するとは考え難い上、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と1,099円相違しており、相違額の発生した理由は不明である。

また、有限会社Aにおいて被保険者記録を持つ女性の同僚のうち、申立人の被保険者資格喪失日前後5年以内に被保険者資格を喪失した同僚の記録を確認したところ、資格喪失時において脱退手当金の受給権を有していた同僚は28人おり、うち脱退手当金の支給記録がある同僚は二人のみである上、上記28人の同僚のうち、所在が確認できた19人に照会したところ、12人から回答があり、9人が「退職時に会社から脱退手当金の説明は無かった。」とし、そのうち6人が「会社は代理請求をしていなかった。」と供述していることから、当該事業所において代理請求がなされていたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 23 日から 41 年 3 月 19 日まで  
年金事務所の記録では、A 株式会社に勤務していた期間が脱退手当金支給済みとなっているが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査して厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が被保険者期間のうち申立期間のみを請求し、申立期間より前に勤務した 5 社で合わせて 96 か月の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になった昭和 35 年 11 月から 43 年 4 月までの全女性従業員 11 人中脱退手当金を受給しているのは申立人とほかに一人いるだけであり、その受給者を含め受給資格がある 6 人に照会し 4 人から回答があり、全員が退職時に脱退手当金の説明はなかったと供述していることを踏まえると、事業所が退職手続の一環として代理請求していたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成12年7月を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年6月1日から同年10月1日まで  
社会保険庁（当時）の記録では、A株式会社に勤務していた期間のうち、平成12年6月から同年9月までの標準報酬月額が56万円となっているとのことであるが、同期間の標準報酬月額については、退職時に事業主から受け取った退職一時金明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額が5万1,182円（標準報酬月額59万円相当）と記載されている。59万円から56万円に減額されているのはおかしいので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成12年7月の標準報酬月額については、B有限会社が保管していた給与台帳には同年7月に係る当該台帳は確認できないものの、同年6月及び同年8月に係る当該台帳において推認できる保険料控除額及び雇用保険被保険者離職証明書において確認できる報酬月額のうちいずれにも見合う標準報酬月額から、59万円とすることが妥当である。



なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、平成 12 年 6 月、同年 8 月及び同年 9 月の標準報酬月額については、オンライン記録上の標準報酬月額 56 万円と給与台帳及び雇用保険被保険者離職証明書における報酬月額に見合う標準報酬月額が 56 万円と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 19 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月

私は、平成 14 年 12 月ころ A 市役所において国民年金への切替手続を行った。その際に受給資格について相談したところ、受給資格を満たすために 60 歳以降の任意加入を勧められたので、60 歳になる 19 年\*月\*日の直前に同市役所において任意加入手続を行った。国民年金保険料については、口座振替の手続をし、振替手続が完了するまでの数か月間は納付書を用いて納付した。同年 7 月に貯金口座から 2 回保険料が振り替えられており、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、60 歳になる平成 19 年\*月\*日の直前に A 市役所において国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料については、口座振替の手続をし、振替手続が完了するまでの数か月間は納付書を用いて納付したとしているが、申立人の「国民年金第一号被保険者関係届・受付処理簿」の写しから、申立人の届出年月日が同年 8 月 2 日であることが確認できることから、申立期間の同年 7 月は任意加入以前の未加入期間である。

また、申立人は、平成 19 年 7 月に貯金口座から 2 回分の国民年金保険料が振り替えられているとしているが、保険料の納付期限は翌月末とされており、該当する日が休日の場合は、翌営業日が振替日又は納付期限となることを踏まえると、同年 5 月の保険料の振替日は同年 6 月 30 日となるべきところ、当該日が休日に当たることから翌営業日の同年 7 月 2 日となり、同年 6 月の保険料の振替日は同年 7 月 31 日となることから、同年 7 月に振り替えられた保険料は、同年 5 月及び同年 6 月の保険料と考えられる上、同年 7 月の保険料は同年 8 月 31 日が振替日となるが、その日に保

険料を振り替えられた形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 4 月ころ、A 区役所で国民年金の加入手続をするのと同時に、同区役所の窓口でさかのぼって保険料を納付できることを聞いたので、保険料をさかのぼれるだけさかのぼって同区役所で納付し、その後も定期的に保険料を納付していたようである。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 4 月ころ、A 区役所で国民年金の加入手続をし、保険料は加入手続時にさかのぼれるだけさかのぼって納付し、その後も定期的に納付していたようであると申し立てているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の具体的な納付場所や金額等に関する記憶が明確でなく、加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 61 年 5 月ころに払い出されたものと推認され、その時点からすると、申立期間のうち 57 年 4 月から 59 年 3 月までの期間は時効により納付できない期間であり、59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間はさかのぼって納付する期間であるが、上記のとおり保険料納付状況は不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の国民年金保険料の納付は、上記の国民年金手帳記号番号の払出時点からほぼ 1 年さかのぼった昭和 60 年 4 月から始まっていると推認されることから、申立人は、この遡<sup>そきゅう</sup>及納付

と申立てに係る遡<sup>そきゅう</sup>及納付を混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から49年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年11月から49年11月まで  
私が20歳になった昭和45年ころ、母が国民年金の加入手続をしてくれた。申立期間の保険料についても、母が集金人を通じて納付してくれたので、同期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和45年ころにその母が国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料もその母が集金人を通じて納付していたと主張しているが、その母は既に他界しており、申立人自身は保険料の納付に関与していないことから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和52年7月1日にA市で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立期間当時申立人が居住していた同市において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」は「昭和52年8月22日」と記載されており、申立期間は、オンライン記録では国民年金の未加入期間となっていることから、申立期間は制度上保険料を納付できない期間である。

加えて、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

私は、会社を辞めた後もサラリーマンの妻として国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間は、夫も会社に勤務している状況に変化が全く無いので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者資格について、申立人が所持している年金手帳の国民年金の記録欄及び特殊台帳の資格取得・喪失欄では、任意加入被保険者資格取得日が昭和52年5月6日、資格喪失日が59年4月18日となっている上、申立人の特殊台帳の納付記録欄の59年4月には、喪失の「喪」のスタンプが押されていることから、申立人が国民年金被保険者資格喪失手続を行ったと推認でき、申立期間は未加入期間となるため、国民年金保険料は制度上納付できない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から57年3月まで

昭和53年7月にA社を辞めた後1年ぐらいB校に通っていた。学校を卒業したころ母がC市役所（現在は、D市役所）で私の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料も納付してくれており、母から「年金を払っているから年を取ってから大丈夫だよ。」と聞いたことがある。

母は既に亡くなっており、詳しいことは分からないが、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年7月ころその母が申立人の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も納付してくれていたはずだと主張しているが、加入手続や保険料を納付してくれていたとする申立人の母は既に他界しており、申立人も加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の国民年金手帳記号番号払出状況から昭和58年2月ころに払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できないほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年5月から47年3月まで

A区のB事業所に住み込みで働いていたころ雑談の中で国民年金の話になり、自分は20歳を過ぎていると思い社長の奥様に相談すると国民年金の加入手続をしてくれた。保険料を納付し始めてしばらくたったころ、役所から未納になっている期間の通知が来たので奥様に相談し、同封されていた納付書とお金を渡して未納分を全部まとめて払ってもらった。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳を過ぎてから住み込み先の社長夫人に国民年金の加入手続と未納分の保険料納付をしてもらったとしているが、その住み込み先の社長夫人は加入手続及び納付についての記憶が無いとしている上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所（当時）の「国民年金手帳払出一覧表」により昭和47年4月24日に払い出されていることが確認できるが、申立人の国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたとする社長夫人は46年12月時点で住み込み先から転居しており、申立人の申述と整合しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって払うことが可能であったが、申立人は、自身でその手続を行った記憶は無いとしている。

加えて、口頭意見陳述により、申立期間について国民年金保険料を納付

していたことを裏付ける事情を酌み取ろうとしたが、具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 58 年 3 月まで

私が 20 歳になったころ母が A 市役所に行き国民年金の加入手続きを行い、市役所で保険料を納付した。その後は送られてきた納付書により B 銀行 C 支店で母と兄との分を合わせて 3 人分の保険料を母が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になったころその母が A 市役所で国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したとしているが、申立人の加入手続き及び保険料の納付をしたとするその母は、納付した保険料は家計簿に記載しているはずとするのみで、加入手続きの時期及び保険料納付についての具体的な証言は得られず、申立期間の保険料が納付された事情はうかがわれなかった。

また、申立人が提出した家計簿を見ると、昭和 58 年度分については申立人の国民年金保険料の支払額が確認できるが、57 年度分については申立人の母と兄の保険料額の記載はあるものの、申立人の申立期間の保険料についての記載は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年 4 月から同年 8 月までの期間については、学生納付特例期間であったものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月から同年 8 月まで

申立期間については、大学 4 年生の平成 12 年 4 月ころ、A 市役所で学生納付特例申請の手続を行った。大学 1 年生、2 年生及び 3 年生の時も免除申請の手続をしているのに、申立期間の 5 か月間だけ未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、大学 4 年生の平成 12 年 4 月ころ、A 市役所で学生納付特例申請の手続を行ったとしている。しかしながら、オンライン記録では、申立人は、9 年 9 月から 10 年 3 月までの期間について 9 年 9 月 16 日に、10 年 4 月から 11 年 3 月までの期間について 10 年 4 月 30 日に、11 年 4 月から 12 年 3 月までの期間について 11 年 4 月 20 日にそれぞれ申立人の全額申請免除について申請し承認されているものの、12 年 4 月に導入された学生納付特例については、申立期間後の 12 年 9 月から 13 年 3 月までの期間について 12 年 10 月 6 日に申立人の学生納付特例について申請し承認されていることが確認できることから、その時点で学生納付特例申請を行ったと考えられる。

また、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間について、学生納付特例申請書を提出したこと、及び学生納付特例の承認を受けたことを確認できる資料は無く、ほか

に学生納付特例の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、学生納付特例期間であったものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から6年3月まで

申立期間については、学生が強制加入になった平成3年4月ころ、母が、国民年金の加入手続を行い保険料の納付をしていたと聞いている。

2歳下の妹は20歳になった平成4年\*月から保険料を納付していることから、当然私の分の保険料も母が納付していたと思う。申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、学生が強制加入になった平成3年4月ころ、その母が国民年金の加入手続を行い保険料の納付をしていたと聞いているとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母から、加入時期、加入手続場所及び保険料額等の具体的な申述が得られず、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付について関与していないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険記号番号が付番されており、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 11 月から平成元年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月から平成元年 8 月まで

申立期間の国民年金保険料は、昭和 62 年 11 月に会社を退職した後、私自身又は母が A 市役所 B 支所（当時）で納付した。当時の家計簿及び預金通帳も残っており、確実に納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、昭和 62 年 11 月に会社を退職した後、申立人自身又はその母が A 市役所 B 支所で納付したと申述している。しかしながら、申立人及びその母の申立人に係る国民年金の加入時期、保険料の納付時期、納付金額及び納付期間の記憶が明確ではなく、申立期間における国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成 3 年 9 月ころ払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人から提出された銀行預金通帳の写しによると、昭和 62 年 11 月から平成元年 10 月にかけて計 18 回にわたりそれぞれ 1 万円が引き出されているが、引き出しをした月日は不定期である上、当該金額は申立期間の国民年金保険料額と相違している。同じく申立人から提出された家計簿の写しには「C 税金 6 万出」と記載されているが、当該金額は申立期間の国民年金保険料額と相違している。後日、申立人から提出された手帳の写しには「63 年 C 国民年金 8,000 8/1」と記載されているが、当該金



額は昭和 63 年度の国民年金保険料と相違している。以上のことから、これらの資料は申立人の申立期間の保険料納付を証明するものとは推認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間を含む昭和 58 年度の国民年金保険料は、昭和 58 年 4 月 22 日に前納した。その後、59 年 1 月に就職し、厚生年金保険に加入したため、前納した 58 年度の国民年金保険料のうち申立期間の保険料が重複納付となってしまっていた。当時、申立期間の保険料の還付に係る通知等は受け取っておらず、預金通帳には当該還付に係る入金記録も見当たらない上、還付手続や還付金を受け取るために、社会保険事務所（当時）、郵便局又は銀行に行った記憶も無い。申立期間の保険料が還付されているとすることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年度の国民年金保険料を昭和 58 年 4 月 22 日に前納したところ、59 年 1 月に厚生年金保険に加入したため、申立期間はその厚生年金保険料との重複納付となっていたが、当該期間についての還付に係る通知を受け取ったことや、保険料が還付された記憶は無いとしている。しかしながら、申立期間の国民年金保険料は、納付されたことは確認できるものの、その還付については、国民年金被保険者台帳（旧台帳）に「還付 59.1～59.3 まで 18,600 円（59.7.4）」の記載があり、還付金額を含めその記載内容に不合理な点は見当たらない。

また、A 市の国民年金被保険者名簿の「保険料の還付」欄のうち、「年月日」欄には「59.7.4」、「期間」欄には「59.1～59.3」、「金額」欄には「18,600」の記載があり、それらは上述の国民年金被保険者台帳（旧台帳）の記載内容と一致する。

さらに、申立期間当時の国民年金保険料の還付については、銀行口座へ

の振込以外に、郵便局や銀行窓口での受領又は社会保険事務所において受領する方法があったところ、申立人の預金通帳に当該期間の還付金の入金記録が無いことをもって還付されていないとは言い難く、ほかに申立人への申立期間の保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料は還付されていないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月 16 日から同年 3 月 31 日まで  
昭和 63 年 1 月 16 日から同年 3 月 31 日まで、A事務所（現在は、B事務所）で臨時採用され、C担当としてD校に赴任し勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が主張している申立期間について、D校から提出された人事異動通知書2部から、申立人が、昭和63年1月16日から同年2月11日までの期間及び同年同月16日から同年3月31日までの期間、2度任用が行われたことが確認できる。

しかし、A事務所が保管していた、申立人が代替者として記載された「E職の臨時的任用について」の稟議書によると、発令日が昭和63年1月16日付けで任期が同年2月11日までと記載されている上、次の更新辞令は、同年2月16日から同年3月31日までと記載されているところ、F職長による同年2月5日付けG第432号の通知書から、H組合員資格を有しない者に係る社会保険の適用規定により、任用期間が2か月以内の場合には、国民健康保険及び国民年金に加入させる取扱いであったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年ころから 36 年ころまで  
私は、昭和 35 年ころから 36 年ころまで A 駅付近にあった B 社に勤務していた。私を同社に誘った人物の名前も覚えている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人を B 社に誘ったとする人物の所在及びフルネームが不明のため、当該人物から申立人の主張を裏付ける供述を得ることができない。

また、事業所に照会したところ、申立人に関する資料の保管が無いため勤務実態及び保険料控除については不明としている。

さらに、申立人が勤務したとする C 区に隣接する 7 つの区で申立期間当時適用事業所となっていた B 社の 7 つの事業所の申立期間前後の事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は見当たらない。

加えて、上記の 7 つの事業所で申立期間に被保険者記録が確認できる同僚に照会をしたが、申立人の主張を裏付ける供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 12 月から 50 年 11 月ころまで  
② 昭和 50 年 11 月ころから 54 年 8 月まで

昭和 49 年 12 月から 50 年 11 月ころまで A 駅徒歩 5 分の B ビル地下 1 階にあった C 店において、50 年 11 月ころから 54 年 8 月まで株式会社 D（現在は、株式会社 E）の F 部で正社員として勤務した。しかし、この間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和 49 年 12 月から 50 年 11 月ころまで A 駅近辺の B ビル地下 1 階にあった C 店に正社員として勤務し、同期間において厚生年金保険の被保険者であったと主張しているところ、B ビルを管理する有限会社 G から、申立期間①当時において、同社が同ビル地下 1 階で H 店を運営していたとの回答が得られた。

しかしながら、有限会社 G の事業主は、「当時の事業主は既に亡くなり、責任者も所在が不明であり、従業員に係る資料についても保存していないため、申立人の勤務状況については不明であるが、申立期間①を含め、厚生年金保険適用事業所となったことはない。」と回答している上、オンラインによる事業所名検索及び健康保険厚生年金保険適用事業所名簿の検索においても、有限会社 G という名称の事業所を、類似の名称を含めて、同社が所在する I 区内において確認することはできなかった。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず、有限会社 G も当時の従業員に係る記録を保存していないことから、同僚に係る調査を行うこ

とができなかった。

さらに、申立人の申立期間①に係る雇用保険の被保険者記録が無い上、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

加えて、申立人が申立期間①において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、昭和 50 年 11 月ころから 54 年 8 月まで株式会社 D の F 部において正社員として勤務しており、同期間において厚生年金保険の被保険者であったと主張しているところ、株式会社 E に係る雇用保険の被保険者記録により、資格取得日が 50 年 11 月 26 日、離職日が 54 年 7 月 7 日とされる、申立人の記録が確認できる。

しかしながら、株式会社 E の事業主は、「当時の事業主は既に亡くなっており、従業員に係る資料も保存していないため、申立人の勤務及び保険料の控除については不明。」と回答している上、オンライン記録により、株式会社 E が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 2 年 10 月 1 日であることが確認できるとともに、申立期間②において、当時の事業主は、国民年金の被保険者であることが確認できる。

また、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 12 月 1 日から 7 年 11 月 30 日まで  
A 株式会社に勤務していた期間のうち、平成 5 年 12 月 1 日から 6 年 11 月 1 日までの標準報酬月額 53 万円及び 6 年 11 月 1 日から 7 年 11 月 30 日までの標準報酬月額 59 万円が、5 年 12 月 1 日にさかのぼって 11 万円に減額訂正されているが、保険料は減額される前の額で控除されていた。当時は代表取締役であったが、遡及訂正そきゆうに関与していないので、申立期間の標準報酬月額を減額訂正前の額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 5 年 12 月から 6 年 10 月までの期間は 53 万円、6 年 11 月から 7 年 10 月までは 59 万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 11 月 30 日以後の同年 12 月 7 日付けで、申立人を含む二人の標準報酬月額の記録が遡及そきゆうして引き下げられており、申立人の場合は、5 年 12 月から 7 年 10 月までの期間の標準報酬月額が 11 万円に遡及訂正そきゆうされていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、A 株式会社の閉鎖商業登記簿謄本から申立期間当時、代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

また、申立人は、「当時、事業主印は自分で管理していて提出書類への押印は自分が行ったが、遡及訂正そきゆうには関与していなかった。また、社会保険料の滞納は無かった。」と供述しているものの、社会保険事務を受託していた労務管理事務所は、「平成 7 年度事業廃止時当時、社会保険料を滞納し手形で納付していることを事業主から聞いた記憶がある。また、社会



保険事務所（当時）への提出書類は全部事業主に説明してその場で事業主印をもらって提出していた。」と供述している上、同僚に照会し回答のあった二人は、「遡<sup>そきゅう</sup>及訂正は事業主が行った。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものでないと主張することは、信義則上妥当でなく、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和17年4月1日から19年12月1日まで  
社会保険庁(当時)の記録によると、申立期間当時、軍需工場に指定されていた株式会社A(現在は、B株式会社)本社工場で、C業務に従事していた一部期間が厚生年金保険被保険者期間ではないことになっている。

当該事業所に勤務していた全期間は、同社内に設置されたD校の学生ではあったが正社員として入社しているため、申立期間も被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和17年4月に株式会社Aに入社及びD校に入学したとしており、複数の同僚も申立人が在籍していたことを供述している。

しかしながら、上記複数の同僚は、D校では入学当初、半日は学科、半日はE科の実習が行われていたが、太平洋戦争の進展に伴い、学科及びE科の授業は次第に職場の勤労作業に転換されていった旨を供述し、このことは、文部科学省の資料「F」においても、「重要軍需物資の生産関係工場に設置されているG校の教授および訓練については、(略)実習を主とし、職場の勤労作業中に生産過程に即して実施するよう取り扱わせること。」の一文からうかがえる。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された者の被保険者資格の取得日は、申立人を含む昭和元年度及び2年度生まれの大半の者は19年12月であり、3年度及び4年度生まれの大半の者は20年1月となっている上、事業主が保管する「労働者年金保険被保険者台帳」にも同様の傾向となっていることを踏まえると、当該事業所におい

ては、D校に通っていた従業員が実質的に学生から労働者に移行した 19 年 12 月から 20 年 1 月までにかけて厚生年金保険の資格取得手続を順次行っていたものと推認される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 5 日から 36 年 8 月 21 日まで  
日本年金機構からのはがきで、脱退手当金を受け取っているとされているが、わたしは受給していないので、調査して申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、A株式会社に係る資格喪失日から約3か月後の昭和36年11月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人が勤務していた事業所において、昭和34年7月から53年8月までに被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格のある者37人のうち、脱退手当金の支給記録がある者は22人あり、そのうち資格喪失後6か月以内に支給されている者が16人である上、事業所に脱退手当金の請求手続を行ってもらった旨の供述をしている者がみられることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 26 日から 42 年 6 月 14 日まで  
今回日本年金機構から届いた通知を見たら、昭和 35 年 3 月 1 日から 42 年 6 月 14 日までの加入期間は脱退手当金が支給された記録になっている。

しかし、昭和 35 年 3 月 1 日から 40 年 12 月 1 日までの A 株式会社の期間については脱退手当金を受給した記憶があるが、41 年 4 月 26 日から 42 年 6 月 14 日までの B 株式会社の期間については受給した記憶が無い。脱退手当金を受給したとされている B 株式会社の期間について、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている A 株式会社の期間と申立期間は、同じ厚生年金被保険者記号番号で管理され、合算して脱退手当金が支給されたこととなっており、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において脱退手当金の支給記録のある者には「脱」の表示があるが申立人には当該表示は無く、ほかに、A 株式会社の期間のみで脱退手当金を受給していたことはうかがえない。

また、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を受給したことを示す「脱」の表示が記され、申立期間後に申立期間と A 株式会社の期間を基礎として支給され、この脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないことから、申立期間は A 株式会社の期間と合わせて受給したと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 9 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 5 月 1 日まで  
③ 昭和 48 年 4 月 1 日から 50 年 12 月 1 日まで  
④ 昭和 51 年 2 月 26 日から同年 4 月 1 日まで

昭和 41 年 9 月から 43 年 4 月まで A 株式会社 に勤務し、48 年 4 月から 51 年 3 月まで株式会社 B に勤務していたが、年金事務所で確認したところ、それぞれの事業所における厚生年金保険の被保険者記録が、42 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間及び 50 年 12 月 1 日から 51 年 2 月 26 日までの期間しかなかった。納得がいかないので、調査と記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録により、申立人が、昭和 41 年 11 月 10 日から 42 年 9 月 30 日まで A 株式会社において雇用保険の被保険者であったことが確認でき、申立期間①の一部について、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が同社に勤務していたとする時期に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚 15 人に照会したところ、回答があった同僚 7 人のうち、一人は、申立人が勤務していたと供述しているものの、申立人の同社における勤務期間については不明であると供述している。

また、回答があった同僚 7 人のうち、3 人は、当時の A 株式会社では試用期間があり、入社してから数か月後に厚生年金保険に加入したと供

述していることから、同社では、入社してから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いであった可能性がうかがわれる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間に申立人の氏名は無く、オンライン記録と一致している。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、申立人のA株式会社における厚生年金保険手帳記号番号（\*）の資格取得年月日が、昭和42年4月1日であることが確認できる。

2 申立期間②について、雇用保険の記録によると、申立人のA株式会社における離職日が、昭和42年9月30日であることが確認できる。

また、A株式会社は既に廃業しており、当時の社会保険の届出や保険料の納付等について確認することができない。

さらに、同僚に照会をしても、申立人の申立期間②に係る勤務の実態や同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

3 申立期間③について、雇用保険の記録により、申立人が、昭和48年3月5日から50年6月30日までの期間及び同年7月1日から51年2月25日までの期間について、事業所名の特定はできないものの、雇用保険の被保険者であったことが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿及び株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和50年12月1日であり、申立期間③においては、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、同僚は、「株式会社Bは、昭和50年12月1日から厚生年金保険に加入したため、同日までは国民年金に加入していた。」と供述しているところ、この同僚には、49年8月から50年11月までの期間に国民年金保険料の納付記録が認められる。

さらに、当該同僚が、「昭和48年4月から49年7月までは、C株式会社が、Bの屋号で営業をしていた。」と供述していることから、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無かった。

なお、申立人には、申立期間③の一部である昭和49年4月から同年12月までの期間及び50年4月から同年9月までの期間に国民年金保険料の納付記録が認められる。

4 申立期間④について、雇用保険の記録によると、申立人の株式会社Bにおける離職日が、昭和51年2月25日であることが確認できる。



また、株式会社Bは既に廃業しており、当時の社会保険の届出や保険料の納付等について確認することができない。

さらに、同僚に照会をしても、申立人の申立期間④に係る勤務の実態や同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

5 すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 4714 (事案 1007 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から44年12月まで

前回申し立てたA社及びB社に勤務していた期間について記録訂正のあっせんはできないとの回答を得た。A社については、私が在職していた際には個人企業で社会保険には加入していなかったとのことでやむを得ないと思ったが、B社については私が記憶していた同僚の厚生年金保険の加入記録があったにもかかわらず、私の記録が無いということについてはどうしても納得がいかない。

過去に私の国民年金の記録が「C」ではなく「D」の名前で管理されていたこともあり、B社についても同様のことが生じているのではないかと思う。

再度調査をし、B社に勤務していた申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が当時の事業所の所在地及び同僚を記憶していたことから、申立人が申立期間に係る事業所に勤務していたことはうかがえるものの、当該事業所は既に解散し、事業主も亡くなっていることから、申立期間に厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認することができないこと、厚生年金保険の適用について同僚に照会したが、供述が得られなかったこと、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名が無い上、健康保険の整理番号に欠番は無く社会保険事務所(当時)で記録が失われていたとは考え難いこと、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が確認できる資料が無いこと等を理由に、既に当委員会の決定に基づき、平成21年

6月5日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにあたり、申立人は、新たな事情として申立人が記憶していた当時の同僚の加入記録が判明したことを理由に申立てをしている。

しかし、申立人が記憶している当時の同僚については、既に前回申立ての際に照会を行っており、同人からは申立人について記憶はあるものの、申立人とは職位が違うとしていること以外に、申立期間当時について具体的な供述は得られなかったこと、申立期間当時には当該同僚は既にB社での厚生年金保険被保険者資格を喪失していることから、同人が申立人と同質性が高い同僚とは言えず、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人は、新たな資料等を提出することなく、「国民年金の加入記録が当初未統合になっていた原因は、「C」名ではなく、「D」名で管理されていたためであり、申立期間についても「D」で管理され宙に浮いているのではないか。」との従来 of 主張を繰り返し、新たな事情として申立人が記憶していた当時の同僚の加入記録が判明したことを理由に申立てをしているが、被保険者氏名検索で「D」名で検索を行っても、申立人の氏名は確認できなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月1日から48年1月1日まで  
社会保険事務所(当時)の説明によれば、私が有限会社Aで働いていた期間について脱退手当金を受け取っており、老齢年金は支給されないとのことであったが、私は脱退手当金を受け取っていない。また、一時金を受け取ると将来年金が受給できないということも、当時誰からも説明を受けていない。当該記録に納得がいかないため、今回申立てをした。  
第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額も適正である上、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和48年2月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から同年11月まで

申立期間、私はA株式会社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、記録を回復させてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社B営業所での勤務場所、業務内容は記憶しているが、同僚や上司の名前を記憶しておらず、申立人を記憶する同僚も確認できなかった。

なお、A株式会社C支店によれば、「当時、B営業所を管理していたのはC支店であったが、申立人についての人事記録は無く、自社で保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の写しを確認しても申立人の名前は無かった。当時、試用期間中に社会保険に加入していなかった可能性もあるが、詳細は不明。」と供述しているところ、同僚一人は「正社員として採用された運転手にも試用期間があり、その期間は社会保険に入っていなかった人もいた。」と供述している。

また、雇用保険の記録においても、申立人のA株式会社における加入記録は存在しない。

さらに、当時、A株式会社のD県内における適用事業所であったC支店、E支店（当時）、F支店及びG支店に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間及びその前後の期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い上、申立期間及びその前後に厚生年金保険に加入している者の記録を見ると、ほとんどが1年以上の長期雇用者であることが確認できる。

なお、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月 1 日から 13 年 3 月 14 日まで  
申立期間の標準報酬月額は 9 万 8,000 円になっているが、当時、40 万円程度の給与を得ていた。調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額は平成 12 年 4 月に 41 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できるが、申立人が保管する平成 12 年分の所得税の確定申告書に記載されている株式会社 A に係る給与収入を勤務月数（12 か月）で割り、1 か月あたりの報酬を算出したところ、オンライン記録にある標準報酬月額を大幅に上回っていることがうかがえる。

しかしながら、同申告書に記載されている社会保険料控除額は、オンライン記録にある平成 12 年 1 月分から同年 12 月分までの標準報酬月額から計算された厚生年金保険、健康保険、介護保険及び雇用保険の合計額とほぼ等しくなることから、事業主が申立人の給与からオンライン記録にある標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたと認められる。

一方、平成 13 年 1 月及び同年 2 月の標準報酬月額については、オンライン記録によれば、12 年 4 月には同社の代表取締役、同年 8 月にはその息子の標準報酬月額も 59 万円から申立人と同じく 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認でき、いずれも厚生年金保険の被保険者資格を喪失する 13 年 10 月 26 日まで変更されていないことから、同社の取締役であった申立人の同年 1 月分及び同年 2 月分の標準報酬月額についても、9 万 8,000 円であったものと推認される。

また、オンライン記録によると、当該標準報酬月額在处理において、さかのぼって訂正された記録は確認できないほか、申立人以外の同社の取締役はすべて死亡しており、標準報酬月額が引き下げられた詳しい経緯については不明である。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年8月26日まで

A地にあったB株式会社C工場に勤務した期間の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給済みであるとのことだが、私自身そのようなものを請求した記憶は無い。納得がいかないので、調査と記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には「脱手」、備考欄には「48-1」の表示があるが、これは厚生年金保険法第48条第1項の規定による脱退手当金の支給要件を満たしていることを確認した上で脱退手当金の支給決定を行っていることを示しており、申立人は、同条項の規定のとおり、厚生年金保険被保険者期間が3年以上あり、厚生年金保険被保険者資格喪失後1年間の待機期間満了後に脱退手当金の支給決定がなされていることから、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間当時は通算年金通則法施行前であり、当時、年金を受給するためには厚生年金保険被保険者期間のみで20年以上の被保険者期間が必要であったことを踏まえると、B株式会社退職後に厚生年金保険被保険者期間が無い申立人が申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さは見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。